

いう。(三)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」とする)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第一条第一項第一号の二の規定に基づき当該申告書等の提出を労災保険適用事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該労災保険適用事業主の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができ、書等の提出を労災保険適用事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該労災保険適用事業主の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる。
五号に規定する電磁的記録をいつ。以下同じ。)を当該申告書等の提出と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項目名に掲げる電子証明書を当該申告書等の提出と併せて送信することに代えることができる。

○農林水産省令第一号
植物防疫法（昭和二十五年法律第二百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年一月三十一日
農林水産大臣 鹿野 道彦
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。
別表二の二の項植物の欄中「及び第五十」を「、第五十及び第五十七」に改め、同表の付表に次のように加える。
五十七 パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチヨウサ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○金融庁告示第七号
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第二百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。
平成二十三年一月三十一日
金融庁長官 二國谷勝範
金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

告示

- | | |
|---|---|
| ○農林水産省令第二号 | 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | 農林水産大臣 鹿野 道彦 |
| 平成二十三年一月三十一日 | 金融厅長官 三國谷勝範 |
| 平成二十三年一月三十一日 | 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融厅長官の指定する有価証券を次のように定める。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | 金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定による金融厅長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | 上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。） |
| 平成二十三年一月三十一日 | 店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。） |
| 平成二十三年一月三十一日 | その効力を失う。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | この告示は、平成二十三年四月三十日限り、 |
| 平成二十三年一月三十一日 | この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | 附 則 |
| 平成二十三年一月三十一日 | この省令は、公布の日から施行する。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | 附 則 |
| 平成二十三年一月三十一日 | この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | この告示は、平成二十三年四月三十日限り、 |
| 平成二十三年一月三十一日 | その効力を失う。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | 附 則 |
| 平成二十三年一月三十一日 | この告示は、平成二十三年四月三十日限り、 |
| 平成二十三年一月三十一日 | その効力を失う。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。 |
| ○金融厅告示第七号 | この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。 |
| ○金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融厅長官の指定する有価証券を次のように定める。 | この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。 |
| ○総務省告示第三十一号 | この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。 |
| ○市町の廃置分合 | この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。 |
| 平成二十三年一月三十一日 | この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。 |

の委託又はその解除があつたことにつき証明することができる電磁的記録を当該届書の提出と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定にかかわらず、当該労災保険適用事業主の電子署名が行われた情報及び当該電子署名に係る同条第一項各号に掲げる電子証明書を当該届書の提出と併せて送信することに代えることができる。

一 上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。第一条第十六項に規定する金融商品取引所をいふ。）が上場する有価証券をいふ。）

二 店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいふ。）

附 則

1 この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。

2 この告示は、平成二十三年四月三十日限り、その効力を失つ。

○金融庁告示第八号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の五第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

○総務省告示第三十一号
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入する旨 栃木県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十三年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年一月三十一日

○財務省告示第二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年一月三十一日

総務大臣 片山 善博

表 第六項法名別暫定税率										輸入数量
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	
一	一	一	一〇	九	八	七	六	五	四	一・七一トン 〇トン
二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一・三一四トン 一、一三七トン	〇トン
三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一・六三トン 一・一三トン	一一・〇七三トン 三、一七五トン	輸入数量
四	九	九	七	七	七	八	九	一〇	一・一三三トン 三、一七五トン	四九、九七七トン